

入院期間が180日を超える患者さんへ

健康保険法の改定に伴い、入院期間が180日を超えた患者さんに入院基本料の一部を負担していただく制度が平成14年10月1日から始まっております。（急性期一般入院料1算定の方のみ）

当制度の対象となる場合、従前の窓口負担額に下記の料金を追加した金額をお支払いただくことになりますのでご了承ください。

180日を超える入院に係る特別料金

1日につき **2,810** 円

※当院では、当制度の費用徴収に際し、必ず患者さんへ事前にご説明のうえ同意をいただいております。

社会医療法人 札幌清田病院